

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和27年 8 月 4 日 条例第29号</p> <p>(県税事務従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第 3 条 県税事務従事職員の特殊勤務手当は、県税事務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものが次に掲げる業務</p> <hr/> <p>に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務で人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>納税義務者、滞納者等との間において行う県税の賦課及び徴収に関する折衝業務（前号に掲げる業務を除く。）で人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p>第 4 条 前条に規定する手当の額は、業務に従事した日 1 日につき <u>500円</u> を超えて支給してはならない。</p>	<p>職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和27年 8 月 4 日 条例第29号</p> <p>(県税事務従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第 3 条 県税事務従事職員の特殊勤務手当は、県税事務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものが<u>納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務で人事委員会規則で定めるもの</u>に従事したときに支給する。</p> <p>第 4 条 前条に規定する手当の額は、業務に従事した日 1 日につき <u>270円</u> を超えて支給してはならない。</p>